

第三節 幕末期の農業と鉱工業

1 農民の階層構成と地主小作関係

南部諸村の 商業的農業が進展した近世後期から末期にかけて、農民の階層構成にも変化が生じていた。階層構成 まず階層構成の状況をみてみよう。表20は花熊村農民の持高別構成を示したものである。文

政七年（一八二四）では持高三石未満の零細規模層が五四％に達していて最も厚い。この層の農民も、裏作に販売用の菜種を栽培するがその量は少なく、農業はむしろ自給用であり、酒造稼ぎ・日傭稼ぎもしくは小商売などによって生計をたてていたとみられる。

これに対し持高五石以上という層は二八％を占め、一部には駄賃稼ぎなども兼ねたが、農業を生活の基盤にした層で、代表的な商品作物である菜種作をも積極的に推進し、一〇石を超える中農以上の場合は雇用者を抱えていることもあった。この五石以上層の農民は、天保期の米・菜種価の上昇期には、三九％を超えるまでに増加傾向をみせており、持高を増やして二〇石以上を所有する農民まで生み出している。この時期の農業前進の担い手になっていたといえるであろう。しかし、このうち五〜一〇石層は、天保期を過ぎるとわ

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 201 花熊村の持高構成

持高	年代		天保15(1844)		安政2 (1855)	
	文政7 (1824)		戸	%	戸	%
20石以上			1	1.6	1	1.7
15~20			1	1.6	1	1.7
10~15	3	4.4	2	3.2	3	5.1
5~10	16	23.5	21	33.3	19	32.2
3~5	11	16.2	10	15.9	8	13.5
3石未満	37	54.4	27	42.8	22	37.3
無高	1	1.5	1	1.6	5	8.5
合計	68	100.0	63	100.0	59	100.0

資料：新保 博『封建的小農民の分解過程』

表 202 板宿村の持高構成

持高	年代		文久2 (1862)	
	文政3 (1820)		戸	%
30石以上			2	3.5
20~30	4	7.5	2	3.5
15~20	3	5.7	5	8.6
10~15	8	15.1	10	17.2
5~10	20	37.7	10	17.2
3~5	2	3.8	3	5.2
3石未満	9	17.0	26	44.8
無高	7	13.2	—	—
合計	53	100.0	58	100.0

資料：「武井報效会文書」

ずかながら減少傾向に転じてゆくのに対し、一〇石以上層ではむしろ増加している。

一方、五石未満層の場合は、天保期以降に減少傾向をみせ、とくに五〇%を超えていた三石未満層は、天保十五年（一八四四）に四二・八%、安政二年（一八五五）には三七・三%にまで減少している。その反面無高層が増え、わずかではあるが村外へ転出する場合もあったとみえ総戸数も減少している。こうして幕末期の花熊村では零細規模層に変動が大きく、土地を手放し、脱農化してゆく傾向を示している。

また板宿村の場合は（表202）、文政三年当時持高五〇一〇石未満の中間層は全体の約三七・七%を占め最も多かったが、天保期を過ぎた文久二年（一八六二）には一七・二%にまで減少しており、

表 203 上大沢村の持高構成

持高	寛政12(1800)		天保4(1833)	
	戸	%	戸	%
30石以上	1	1.6		
20~30	4	6.6	3	4.8
15~20	2	3.3	3	4.8
10~15	6	9.8	13	20.6
5~10	20	32.8	28	44.4
3~5	15	24.6	9	14.3
3石未満	13	21.3	7	11.1
合 計	61	100.0	63	100.0

(注) 無高戸数は不詳。
資料:「榎本家文書」

逆に三〇石以上の以前みられなかった上位層が現れるとともに、五石未満の零細層が五〇%にまで増大しているのである。ここでは幕末期に中間層の両極分解が進んでいる。

北部諸村の 一方米以外には商品作物が乏しく、かつ灘目地域階層構成 のように社会的分業も進んでいなかった北部諸村の場合をみてみよう。

史料の制約でやや断片的にはなるが、まず三田藩領の有馬郡上大沢村では

表 204 西小部村の持高構成

持高	享和3(1803)		文化11(1814)		弘化4(1847)	
	戸	%	戸	%	戸	%
15石以上	1	2.1				
10~15	1	2.1	2	4.2	7	14.6
5~10	23	47.9	27	56.3	20	41.7
3~5	11	22.9	6	12.5	6	12.5
3石未満	12	25.0	13	27.0	11	22.9
無 高	—	—	—	—	4	8.3
合 計	48	100.0	48	100.0	48	100.0

資料:「内田家文書」

(表203)、天保期に持高五〇一〇石未満の中間層が増大している様子が読みとれる。これは南部地域と同じ傾向である。また六甲山地西部の山間に位置する西小部村では(表204)、文化十一年(一八一四)にも最も厚い層であった五〇一〇石のやはり中間層が、弘化四年(一八四七)には減少して、その上位層と無高層が増加しており、これも中間層の両極分解とみることができるであろう。

しかし関東に本拠を置く飯野藩領の上二郎村では、村規模も小さいが、寛政以後も一貫して大高持の農民と零細高持の農民とに分裂

したままである。この大高持農民の場合は、以前から藩用にもかかわらずきた村方の役人という特別の例とすべきであろう。

幕末期の地主

・小作関係

こうみると幕末期には市域においても、農民階層の両極分解が、かなり進行していたことがわかる。するとこの新しい動きから、当然一方に所有地を拡大した農民が、その一部を貸し付けて地主化し、そして他方所有地を減少させた農民は、脱農化か小作人化する傾向が強まったのではないかと推量される。

前記花熊村の場合では、持高五石未満の零細層に変動が大きく、無高すなわち耕地を持たない層の増大とともに脱農化の傾向がみられたが、村内での農業経営の様相を探るため、この村の地主・小作関係を考えよう。ただ史料の制約で年貢の納付状況を手掛かりとする。

表29は、弘化二年の年貢納付者のうち、本人の納付高のなかに別の農民からの納入高が含まれている一五名の一覧である。例えば五右衛門の場合は、納付高一四石余のうちに藤次郎ら五名から納入された六石余（約四三％）が含まれている。この五名は、五右衛門の所有地を小作しており、その小作料の一部を直接五右衛門の貢租として納付したものと考えられる。

同年この村には持高一〇石以上の農民は五名いるが、その全員がこの表にみえ、所有地の一部を小作に出していることが分かる。しかし小作地以外になおかなりの部分を残しており、先の五右衛門の場合も貢租高八石余分を自から納付しているから、基本的には家族労働を主とし、場合によっては雇用労働を援用する自作経営を行っていて、その余を小作に出すという富農的地主とみることができるといえる。ただ五石未満の高持で小

表 205 花熊村農民のうち他農民からの貢租納入分をもつ例
(弘化2年(1845))

(単位: 石)

農民名	持高	貢納額	他農民より 納入分合計	同内訳	納入農民名	同持高
五右衛門	20.750	14.511	6.200	1.500	藤次郎	
				0.500	長兵衛	
				2.500	八兵衛	
				0.700	与次兵衛	
				1.000	市左衛門	
五郎兵衛	17.166	12.0162	6.000	2.000	利左衛門	4.295
				2.500	徳左衛門	2.601
				1.500	新兵衛	2.116
長左衛門	13.242	9.2694	0.900	0.900	伊右衛門	2.414
弥右衛門	12.689	8.8823	5.900	3.500	与次兵衛	3.332
七兵衛	11.342	7.9394	2.000	1.500	茂左衛門	
				0.500	茂左衛門	
八左衛門	7.690	5.369	1.500	1.500	儀右衛門	0.670
				1.500	儀右衛門	
弥次右衛門	6.710	4.697	1.500	1.500	平野忠右衛門	0.360
清右衛門	6.702	4.6914	1.000	1.000	定右衛門	
卯兵衛	6.441	4.5087	2.800	1.000	徳左衛門	
				0.800	定右衛門	
幸右衛門	5.413	3.7891	1.400	1.000	新兵衛	7.690
				1.400	利左衛門	
				0.500	利左衛門	
源右衛門	3.539	2.4773	0.500	0.500	利左衛門	4.358
安右衛門	3.365	2.3555	0.400	0.400	八左衛門	
安兵衛	3.291	2.3037	2.500	1.500	茂左衛門	4.858
				1.000	喜左衛門	
弥兵衛	2.568	1.7976	2.000	2.000	仁兵衛	4.858
清左衛門	0.875	0.6125	0.500	0.500	平野久左衛門	

資料: 新保 博『封建的小農民の分解過程』

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 206 花熊村農民のうち他農民の貢租を納入する例
(弘化2年(1845)) (単位:石)

農民名	持高	他農民分貢租納入高
八左衛門	7.690	0.400
長兵衛	5.205	0.500
市左衛門	5.094	1.000
仁兵衛	4.858	2.000
八兵衛	4.692	2.500
喜左衛門	4.358	1.000
利左衛門	4.295	3.900
茂左衛門	3.332	3.500
徳左衛門	2.601	3.500
伊右衛門	2.414	0.900
新兵衛	2.116	2.500
儀右衛門	0.670	3.000
与次兵衛	0.608	4.200
定右衛門	0.360	1.800

資料: 新保博『封建的小農民の分解過程』

作に出している場合は農業以外に職業を持っているなどの理由があるものと考えられる。

一方他人の貢租を納入している農民をまとめたのが表206である。この一四名は村内の農民で、このほかに三名の村外からの農民がいる。さてこの小作人と推量される一四名のうちには、八石以上の高持農民と無高の者は含まれていない。しかし持高では七石台以下五石台、四石台から一石未満の層まであって、特に零細層に集中するという事ではないが、持高の少ない層は概して借受地の大きい場合が多い。従ってこの七石台以下の小作地を借り受けている農民も、その経営規模は五〜一〇石程度となり、やはり家族労働に依拠した小規模経営という形が想定できる。

このようにかなり商業的農業が進展し、地主・小作関係も存在していた幕末の花熊村で、最大の高持農民が二〇石台と大規模化せず、たしかに持高の多い農民はその所有地の一部を小作地に貸し付けてはいるが、

なお一〇石前後の自作経営を維持しているが、他方小高持の農民も小作地を借り受けることによって、やはり小農経営を維持するという傾向にあって、地主・小作関係がより一層深化するというような状況ではなかった。この傾向は市域ではむしろ一般的であったようにみうけられる。

ただ有馬郡の結場村・二郎村など一部の村

で五〇石を超える大高持がみられたが、これは、商品作物としては酒造米の需要を有する米以外にはとくにない米主作地において、いずれも遠隔地領主の領地に属し、藩用をも勤めてきたという家の特異な例であろう。

さて、当時の地主・小作関係を考えるため、小作証文を例にとってみよう。残されている小作証文は質地にかかわる場合が多い。例えば、馬場村における安政六年の田五反七畝余を年租質地として、銀一三貫五〇〇匁を兵庫の北風家から借用し、その田地を小作するという事例の場合は、その期間毎年作徳米代として借用銀の利息八一〇匁を渡し、なお貢租諸役掛りは小作人が負担すると定めている。質地のときは、小作料は利息相当額、年貢諸役掛りは小作人負担という形が多かった。質地でない場合の小作料は、石盛一石三斗の上田で一石四斗、同一石一斗の中田で一石一斗五升という記録もあるが、村によって差が大きい。

しかし当時の小作慣行を示す史料は概して乏しく、時代は下るが明治十年（一八七七）代に調査された慣行なども援用して類推すると、次のような状況であったとみられる。

小作証文は必ずしも差し入れるとは限らず、口約束の場合も多かった。小作料は予め定めておくというのがもちろん多いが、収穫高をみて定める場合もあり、予め定めてあっても、水干害不作の時は減額されるのがむしろ一般的で、地域によってはその翌年は肥料を貸与する慣行もあったという。したがって小作料には高低があり、普通は正米納めで反当たり一石から一石八斗まで、地域によっては麦作にも若干の小作料が課されているところもある。村役・夫役を小作人が勤めるところもあった。小作期限は概して短く、一〜五年を区切りとしていたようで永小作はほとんどなかったとみられるが、小作料不納などのない限り継続される

のが慣例で、小作人は耕地の保全に注意し、小作米の納入は、地主の指示によって地主方か村の年貢を保管する郷蔵へ直接運んだという。いずれにしても定まった型はなかったようで、個々の事例によってかなりの差異があった。

2 近世後期の諸産業と仲間組織

樽屋職仲

間の結成

それでは農業以外の諸産業の様子はどうか。前章で一八世紀後半の社会的分業の展開をみてきたが、ここではそれ以後の推移をたどってみよう。魚崎村には、「冥加銀上納帳」と題する一群の史料があり、これによって、近世後期の魚崎村の産業について、まず酒造業と最も関係の深かった樽屋職からみてみよう。

表20は、文化三年（一八〇六）以後の状況をまとめたもので、この表によれば、魚崎村の樽屋職人は一六〇二一軒であった。天保十三年（一八四二）八月の「諸御運上・御冥加銀上納巨細書上帳」によれば、享和三年（一八〇三）から冥加金を毎年一軒につき銀一〇匁ずつ納入するようになったことがわかる。後述する他の職種の冥加金に比べ、高額であった。つまり、他の職種より比較的経営規模が大きく、安定していたと推測される。またこれが、樽屋職の変遷に余り変化がなかった一因であったと思われる。樽の最大の需要者は酒造業であったから、酒造業者はその外業部として樽屋を支配し、このため、酒造仲間に対応して、各郷ごとに樽屋仲間が結成されていた。そして、天保期以降の一般物価体系の破綻のなかで、酒造業も酒造米をはじめ

表 207 魚崎村における樽屋職の変遷

年 代	軒数	前記職年以後の変動		冥 加 金
		廃業	創業	
文化 3(1806)	16			銀 160 <small>匁</small>
〃 9(1812)	18	1	3	180
〃 11(1814)	19		1	190
〃 12(1815)	19			190
〃 14(1817)	21		2	210
〃 15(1818)	21			210
文政 2(1819)	21			210
弘化 2(1845)	19	7	5	190
〃 3(1846)	19	1	1	190
〃 4(1847)	18	2	1	180
〃 5(1848)	20		2	200
嘉永 2(1849)	20			200
〃 3(1850)	20			200
〃 4(1851)	20			200
〃 5(1852)	20			200
〃 7(1854)	20			200
安政 2(1855)	20			200
〃 3(1856)	20			200
文久 2(1862)	20	3	3	200
明治 3(1870)	17	5	2	{金 2兩 3分 1 朱と永20文半

資料: 「松尾家文書」

蔵人賃金や樽代などが騰貴した。そのため、酒造家は、酒造下職への賃金規制を強化していく状況にあった。天保十五年九月に樽屋も、十二郷酒樽屋仲間を結成している。

十二郷酒 樽屋仲間 十二郷酒樽屋仲間
三年(一八五六)に仲間規制を強化しているが、この時

の「規定書」によって樽屋職の分布を示すと、表208のようになる。この表には、撰泉十二郷のうち大坂と北在の二郷分が抜けているが、北在郷には樽屋職がなく、大坂は別に大坂三郷樽屋職仲間を結成し、この時の規定書には大坂行事二軒の名前が記されている。この表によると、灘目地方に二七四軒と全体の六三・三%、神戸市域の兵庫津の二八軒を加えると、市域の樽屋職は全体の六九・七%となる。その中で最も多いのは御影村で、七八軒(全体の一八・〇%)を占めている。大行事という仲間の世話役三人も、御影村二人・住吉村一人とこの地域が占めている。御影村は、灘目地方の酒樽生産の中心であった。

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 208 安政3年(1856)撰泉十二郷の酒樽屋数
(単位:軒)

地 域		軒数
上 灘	東組	魚崎村 23 青木村 23
	中組	御影西ノ町 30 〃 中ノ町 10 〃 弓場町 16 〃 東ノ町 22
		住吉村 11
		東明村 18
		石屋村 9
		新家村 23
	西組	新大石原屋村 21
		大河岩屋村 7
		岩屋村 8
	下灘	脇小浜村 22 下野灘郷 8
下野灘郷 23		
灘 目 小 計		274
今西伊池尼伝兵堺	津宮郷 18	
	丹郷五組 27	
	田郷組 41	
	尼崎組 10	
	伝法村 18	
	兵庫津 9	
	堺郷 28	
合 計	433	

資料: 柚木学「近世十二郷酒樽屋仲間の成立とその動態」(『経済学論究』38-3)

- (7) 樽値段は、得意先の思召によるが、樽一〇駄につき銀九五匁以下では売らないこと。
- (6) 印札のない弟子・手間取職を使わないこと。また、手間取職に借金がある場合には、新しく使う親方から差引勘定すること。
- (5) 原料その他すべて出所不明の品物は買い取らないこと。
- (4) 着衣類も木綿島紬にかぎり、万一祝事があっても新規に作らないこと。
- (3) 原料の高騰のため得意先に嘆願したが、このたびは各々が質素検約を守ること。
- (2) 天保十五年九月に仲間の取締りを行ったが、年々材料が不足し、高値になり、各々の手元が逼迫してきたので、再度取締りを行うこと。
- (1) 幕府の法令を堅く守ること。
- 次に、この時の「規定書」の概略についてみてみよう。

表 209 安政2年(1855)
御影村の諸職

項目	数量	冥加銀
廻船	4艘	1,280石積 204.8 <small>匁</small>
石船	15	241 168.7
小船	53	248 173.6
酒樽	職63人	630
樽竹	職4	11.2
輪麵	職9	38.7
素左	職3	
壘屋	職1	

(注) 冥加銀を上納している諸職。
資料:「御影村文書」(神戸大学文学部)

このように七カ条の取決めを行い、諸物価の高騰、酒造家による樽の買いたたきに対処していたことが知られる。

なお、安政二年に、御影村で酒樽職の冥加金を納めた稼行業者は六三軒で、先の安政三年の仲間に加わっている七八軒より少ない(表209)。

紀州藩専売 灘目地方に酒造業が隆盛してくると、当然酒の制の影響 輸送に必要な酒樽の需要が高まってくる。酒樽

の材料である杉の最大の供給地は紀伊であった。このため、慶應三年(一八六七)に紀州藩は、産物の炭・薪、樽丸桶、椎茸、棕呂皮、材木・丸太・板類・小割物等を西宮で売りさばくこととなり、西宮町・住吉村・魚崎村の人々が紀州藩の御用達商人となっている。御用達商人となったのは、西宮町の播磨屋平八郎・雑喉屋久左衛門・辰屋悦造・麻屋市右衛門・小西屋惣兵衛、住吉村の善左衛門・吉田喜平次等と魚崎村の松尾仁兵衛であった。仁兵衛が紀州藩の御産物御取捌所の御用達商人となった理由として、二つ考えられる。一つは、幕末期に魚崎村において酒造業はじめ諸産業の発達が著しかったこと、二つは、その魚崎村において松尾家は、土着酒造家として慶應二年に一六〇〇石と文久二年(一八六二)の四倍の株高を有し、一方、土地所持高も慶應三年には二一石余と村内最高高持者となっていることである。幕末期における松尾家の隆盛が、紀州藩の御用達商人に登用される一因となったのであろう。

次に、紀州藩の御産物御取捌所の運営についてみてみよう。

- (1) 荷物受取の時に、代銀の六歩を船頭に支払う。
残金は六〇日限に仕切を行う。
- (2) 荷物は入札・市建にて売り払う。しかし藩の差
値以下の場合には、役所の指示を受ける。
- (3) 荷物代銀の五分を冥加銀とする。そのうち二分
五厘を冥加銀として上納し、残りの二分五厘は御
用所と諸雑用の費用に充当する。
- (4) 急入用の品物があるときには、和歌山表の間屋に直接注文し、その取扱いは前文同様とする。
- (5) 尼崎から兵庫津の間には、国表から直接販売しない。
等の運営方法を決定している。

松尾家には、慶応三年八月二十日から翌年三月八日までの勘定帳が残されている。例えば、同年八月二十日入津の荷物は、杉が二六二本、一三貫一八九匁一分五厘、樽丸桶が一四七丸、九貫五一六匁九分五厘の二口で、銀高の合計は二二貫七〇六匁一分で、そのうち口銭が六六七匁三分九厘であった。

この御産物御取捌所のその後の動きについては不明であるが、魚崎村の幕末期における繁栄の一端を物語る事例であったと思われる。

魚崎村の 兵庫県内の素麺といえは、現在では「播州素麺」として全国的にも奈良県の「三輪素麺」とと素麺業 もに有名である。この播州素麺は、『魚崎町誌』によれば魚崎や横屋に出稼ぎに来ていた人々

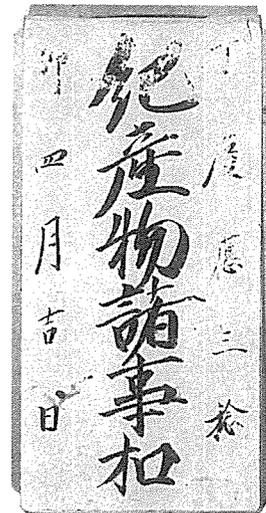


写真 162 「紀産物諸事扣」
(表紙)

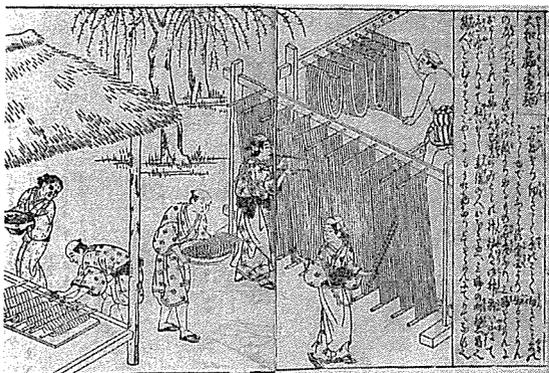


写真 163 そうめん干し(大和国三輪『日本山海名物図会』)

が技術習得の後帰郷し、揖保郡内で生産するようになったといわれている。そして明治三十年代には揖保郡内の生産額が、兵庫県下の総生産額の七〇%台にまで達している。このため、魚崎・横屋の素麺業は衰退してしまった。

ところが近世においては、西撰の今津・鳴尾から兵庫にかけての六甲山の南麓一帯が一大生産地で、「灘目素麺」「上方素麺」として江戸にまで廻送されたという。原料の小麦粉は、同地域の水車によって生産されていた。

天保十五年刊の大蔵永常の『日本国産考』に、「そうめんは撰州菟原郡灘にて製する物、江戸へ廻し商う事おびただし、国々にては夏のみ製し、秋冬製する事なし、是を灘、三輪のごとく、年中製せば、産物ともなるべし」とあり、素麺の生産地として大和の三輪と並び称せられているように、菟原郡灘地方が一大生産地として成立し、江戸市場へも大量に廻送されていたことがわかる。

御影村では天明六年(一七八六)に一一軒の素麺屋の営業が知られるが、魚崎村での素麺屋職の変遷を示すと、表20のようになる。寛政九年(一七九七)から文政二年(一八一九)まででは、文化三年の五軒が最高で、数軒の素麺屋しか存在していなかった。天保十三年の「諸御連上・御冥加銀上納巨細書上帳」には、寛政七

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 210 魚崎村における素麵屋職の変遷

年 代	軒数	前記載年以後の変動		冥 加 金
		廃業	創業	
寛政 9(1797)	1			銀 4.3
〃 12(1800)	3		2	12.9
文化 3(1806)	5		2	21.5
〃 9(1812)	3	2		12.9
〃 11(1814)	2	1		8.6
〃 12(1815)	2			8.6
〃 14(1817)	2			8.6
〃 15(1818)	2			8.6
文政 2(1819)	2			8.6
弘化 2(1845)	9			38.7
〃 3(1846)	10		1	43
〃 4(1847)	10			43
〃 5(1848)	11	2	3	47.3
嘉永 2(1849)	11			47.3
〃 3(1850)	11			47.3
〃 4(1851)	11			47.3
〃 5(1852)	11			47.3
〃 7(1854)	11	1	1	47.3
安政 2(1855)	14		3	60.2
〃 3(1856)	14			60.2
文久 2(1862)	14	3	3	60.2
明治 3(1870)	22	7	15	{金 1兩 2分 1 朱と永13文半}

資料：「松尾家文書」

年から魚崎村で素麵屋が一軒（冥加銀四匁三分）営業するようになったことが記されている。文政二年から弘化二年（一八四五）までの史料の空白期に素麵屋職の交替が見られるが、弘化二年には九軒が営業しており、素麵屋職が魚崎村の主要産業の一つに成長してきたことが知られる。そして、弘化三年に一〇軒、弘化五年に一軒、安政二年に一四軒に増え、明治三年（一八七〇）には二二軒と軒数が激増している。このうちには、弘化二年に冥加銀を上納していた九軒のうち四軒が含まれている。

以上のように、魚崎村の素麵屋職は、文政～天保期に業者の交替が見られるが、新規開業者が増加し、幕

末期に急速に発達し、村内の主要産業の一つとなったことが知られる。なお、明治二十一年には「撰州素麵営業組合」の事務所が魚崎村に置かれたように、この地方の素麵生産の中心地として、魚崎村が位置していたといえるだろう。

素麵屋仲間 このように武庫・菟原・八部三郡素麵業が展開し、その仲間の存在が知られる。いつごろ成の取決め 立したのか、仲間の運営がどのように行われていたのかは不明である。しかし弘化二年一月

に、素麵屋職方についての改革を行っている。この時は、素麵屋下職働人の賃金を

頭人二匁三分 頭代一匁九分

平人一匁七分 習子供初年一匁二貫文まで見はからい

と定めると同時に、六カ条の取締書を制定している。

(1) 下職の者が不当に賃金の増額や、先借りして他の素麵屋で働いたりして、素麵屋が難渋しているので、今回の取締りを行ったこと。

(2) 下職働人を雇う時には、身元をよく確かめ、保証人をとること。

(3) 年季奉公で素麵屋で働いている者が、他の素麵屋に勝手に移る等の我儘をしたりした場合、所の役人に申し出ること。

(4) 下職の者が寄合をしたり、不法に休んだりした場合は、所の役人に届け出ること、内容によっては支配役所にも訴え出ること。

(5) 賃金を先借りしたまま、他の土地へ逃げて働いていた場合は、うやむやにせずに、新しい働き先に掛け

合い、きちんと取り計らうこと。

(6) 素麴屋が賃金を不当に増額することや、先貸しすることを以後嚴禁すること。

このように、素麴屋職の盛行に伴い、人手不足となり、働人の賃金が高額になり、また、人手不足をよいことに不当な働きをする職人が増加したため、素麴屋仲間が、下職働人の賃金や雇い方等について取り決め、それをうけて三郡村々が共同で取り締ろうとしている。

魚崎村の 焼酎屋職については、天保十三年八月の「諸御運上・御冥加銀上納巨細書上帳」に、文政九年から一軒当たり銀三匁の冥加銀を上納するようになったとあり、天保十三年における焼酎屋職

の冥加銀高は五一匁であったので、魚崎村の場合冥加銀を上納していた焼酎屋は一七軒であったことがわかる。

この一七軒の個人名は不明であるが、表21によると、弘化二年には一四軒に減少し、その後も減少し続け、嘉永五年には最少の八軒になっている。同七年には九軒と一軒増え、文久二年（一八六二）には一二軒と盛りかえしたが、明治三年（一八七〇）には再び減少して九軒になっている。また、弘化二年から明治三年までの総軒数は二二軒で、全期間営業していたのは庄九郎・伝七・市郎右衛門の三軒だけであった。以上のように、魚崎村における焼酎屋職は、文政九年から冥加銀の上納を開始し、天保末年頃が最盛期で、以後次第に衰退している。

魚崎村のそ 次に、酒造業・樽屋職・素麴屋職・焼酎屋職以外の諸職についてみてみよう。天保十三年の他の諸職 「諸御運上・御冥加銀上納巨細書上帳」によって、その他の諸職の冥加銀の上納状況を整理

表 211 魚崎村における焼酎屋の変遷

名前	年代		弘化二年	弘化三年	弘化四年	弘化五年	嘉永二年	嘉永三年	嘉永四年	嘉永五年	嘉永七年	安政二年	安政三年	文久二年	明治三年
	庄九郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
儀左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
勘左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平兵衛	衛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
治郎右衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
喜太郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉五郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗三郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伝七	七	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
忠右衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
五郎左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗四郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市郎右衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
亀兵衛	衛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄八	八	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仁兵衛	衛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
孫三郎	郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六兵衛	衛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
太郎左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宗左衛門	門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐吉	吉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
軒数		14	13	12	12	12	11	9	8	9	9	9	9	12	9
冥加銀高(匁)		42	39	36	36	36	33	27	24	27	27	27	27	36	*

(注) *金1分3朱, 永49文6分。

資料:「松尾家文書」

すると、次のようになる。

紺屋職 銀式匁五分 一軒分

右は、文政二卯年嶋田帯刀様御支配中、新規願い上げ奉り、前書の通り年々上納仕り来り罷り在り候、

輪竹屋職 銀壹匁八分 一軒分

右は、文政四巳年嶋田帯刀様御支配中、新規願い上げ奉り、同年より前書の通り年々上納仕り来り罷り在り候、

同職 銀式匁八分 一軒分

右は、天保七申年池田岩之丞様御支配中、新規願い上げ奉り、同年より御冥加銀上納仕り来り罷り在り候、

醬油屋 銀九匁五分 亥より卯迄五ヶ年季

右は、天保十亥年池田岩之丞様御支配中、新規年季請けにて願い上げ奉り、同年より年々壹石ニ付銀八分六厘ツ、上納仕り来り罷り在り候、

まず、紺屋職については、文政二年から一軒が冥加銀の上納を開始している。この一軒は五郎兵衛で明治三年まで魚崎村の唯一の紺屋職として存続している。

次に、輪竹屋職についてみてみよう。天保十三年の史料によれば、二軒の輪竹屋職が存在し、各々の上納する冥加銀高に差異があった。天保十三年に銀一匁八分を上納していたのが宗左衛門であり、文政四年から

冥加銀を上納していたことが知られる。また同様に、天保十三年に銀二匁八分を上納していたのが孫三郎で、天保七年から上納していたのである。文久二年に徳次郎(冥加銀高二匁八分)が増え、そのまま明治三年まで存続している。この輪竹屋職の冥加銀高は、宗左衛門が一匁八分で、孫三郎と徳次郎が二匁八分と相違がみられる。その相違が、上納の時期の違いによるものか、経営規模の差によるものかは不明である。

次に、醤油屋職についてみてみよう。醤油屋職の冥加銀の上納は、天保十三年の史料によれば、同十年から醤油醸造高一石につき銀八分六厘ずつ、五カ年季で上納することになっている。つまり、天保十三年の醸造高は一石であったことがわかる。弘化三年は亀兵衛・五郎兵衛・利兵衛の三軒の醸造高が合計一石であり、この三軒が天保十年以来醤油の醸造を行っていたと推測される。そして、嘉永二年(一八四九)に五郎兵衛が休業し、二軒となったが、年季明けになるまで冥加銀の上納を行っていた。その後、嘉永七年に利兵衛が新規に追加して三石の、文久二年に龍助が三石の、それぞれ醸造を始めたがいずれも永続しなかった。明治三年の業者はいずれも文久二年冥加銀上納時以後に開業した業者であり、文久二年の業者は明治三年までに休業している。このように、醤油屋職の変遷は激しく、いずれも永続していなかったことが知られる。

このほか、安政二年に鍛冶屋職平五郎が、文久二年に畳屋職宗右衛門が冥加銀を上納し、さらに明治三年には、酒小売・材木問屋挽売・柚木挽職・蒟蒻屋等が冥加銀を上納している。幕末から維新にかけて、諸職の展開がみられたのである。

水車業の

西摂灘目地方の水車業は、前述のように、絞油業を主体として営業されてきたが、幕府による油統制の変動、地方における絞油業の展開によって絞油原料に悩まされるようになってきた。

― 転換

油統制の変動、地方における絞油業の展開によって絞油原料に悩まされるようになってきた。

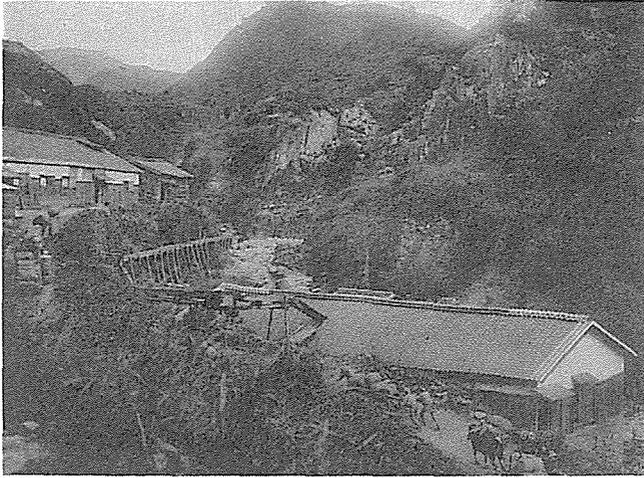


写真 164 明治期の精米水車

そのために灘目地方の水車による絞油業は衰退していったが、この地域に酒造業や素麺業が隆盛してくると、絞油業に代わり、水車を利用した精米や製粉が盛んに行われるようになる。『西灘村史』にみえる享和四年の「申合和熟一札」によれば、五毛村の水車九輛のうち、庄屋定右衛門は、明和七年（二七七〇）の油方

仕法改正のときに油水車から米搗き水車に切り換え、その後残る八輛も順次米稼ぎに切り換えられたという。これは、明和七年の仕法改正に際し、兵庫・灘目五拾六輛仲間が組織されたが、この仲間編成に伴い冥加金を上納することになった。この冥加金の負担を嫌い、より低い負担の米搗き水車に切り換えている。また、水車新田においても、天明六年に五輛の米搗き車が建てられている（のちには一五輛）。

油水車が、明和七年に兵庫・灘目五拾六輛仲間を組織しているのに対し、精米・製粉を行っていた米搗き水車は、どのような組織をもっていたのであろうか。

天保十二年一月に灘目粉水車仲間は、水神講を組織している。これによると、素麺屋衆中と挽粉賃金について交渉し、銀七匁の挽粉賃金を受け取ること、水神講の寄

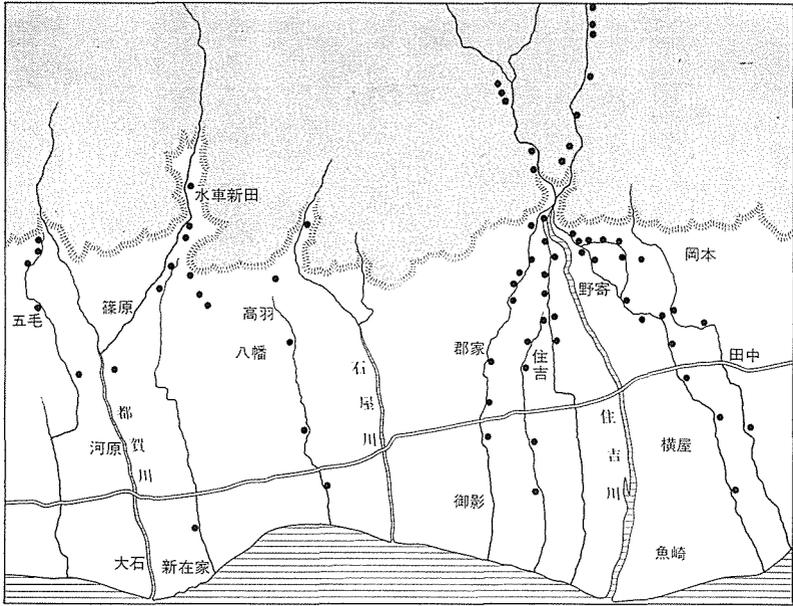


図 52 明治前期の灘目水車位置図(都賀川・住吉川付近)

合日を定めたこと、新規加入者は水神宮御神酒料として金五両を納めることなどが決定されている。また同時に、水車働人については、規定の賃金で雇うこと、他の水車の働人を引き抜かないこと等が取り決められている。

さらに同時に、仲間の申合せを行い、挽粉賃金を七匁とすること、得意先にみだりに出入りしないこと、他の人の得意先の仕事をしないことなどを申し合わせている。この約定書には、行司として芦屋五人、住吉七人、水車新田二人、滝谷四人、鳥原二人の合計二〇人が署名している。これらの史料によって、この水神講は、芦屋から鳥原村までの西摂一帯の米搗き水車の稼人たちによって、組織されていたことが知られる。

市内の水車

水車新田や灘目・兵庫油稼株に加入していた水車業以外に、

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 212 天保9年(1838)灘地域
における水車の分布
(単位: 輛)

村名	米搗き水車	種別不明
坂本村	3	1
原毛村	11	
五大石村	2	
森石村	3	
河原村	5	
都賀村	3	36
水車新田		3
八幡村	18	1
高德井村	8	
平野村	3	
郡家村	15	
野寄村	11	
岡本村	6	
小計	88	41
合計	129	

資料: 尼崎市立地域研究史料館
「天保九年 巡見使通行御用
の留」(『地域史研究』16
-1・2)

この天保九年の記録には
住吉村の記載(天明八年で
は三六輛)がないので、実
際には五割以上の増加だ
ったと思われる。また、
水車の用途も、天明八年
には米搗き水車と油稼水

市域内にはどのように水車業が展開していたのだろうか。明治十九年の参謀本部陸軍部測量局の地図によれば、六甲山地に源を発している住吉川・石屋川等の各河川に沿って、多数の水車が分布していることが知られる。図52では、住吉川を中心とした地域について水車の位置を示した。この図をみてわかるように、山麓の部分だけでなく、下流の平坦部にまで水車が設置されていたことが知られる。しかし、これらの水車がいつごろから取り建てられたのか、その用途は何であったのか不明である。しかし、その一部についてはうかがうことができるので、以下、二、三の史料によってみてみよう。

天保九年の巡見使通行の時に作成された尼崎藩領を中心とした記録によって、水車の分布を示すと表212のようになる。この記録は、尼崎藩領の記載が中心であるため、精粗があり、この地域の全ての水車が記されていないが、その概要を知ることができよう。米搗き水車が八八輛で、全体の六八・二%を占めている。種別不明の水車は油稼水車であったと考えられる。天明八年と比較すると、合計で三九輛の増加となっている。

表 213 明和8年(1771)兵庫津周辺における水車の分布
(単位: 輛)

村名	種別	数量
烏原村	油	2
〃	線香	13
石井村	油	4
荒田村	油	1
奥平野村	米搗	3
宇治野村	粉	1
花熊村	粉	1
合計		25

資料: 神戸市立博物館所蔵文書

表 214 嘉永6年(1853)再度谷における水車の分布
(単位: 輛)

村名	古水車	新水車
二ツ茶屋村	3	1
花熊村	2	
宇治野村	1	
中宮村	1	2
北野村	1	2
神戸村	3	
奥平野村		4
小計	11	9
合計		20

資料: 「辰巳家文書」

車がほぼ同数であったのが、天保九年には米搗き水車が優位になっていったことが知られる。これは、御影村・魚崎村等周辺における酒造業や素麺業の隆盛によるのであろう。

次に、兵庫津周辺の水車の状況についてみてみよう。明和八年に、兵庫津と近在の村々との間に水車荷物口銭を取り決めた史料によると、表213のように、兵庫津近辺の村々に水車のあったことが知られる。

また、再度谷には、嘉永六年に古水車、新水車の合計二〇輛のあったことが知られる(表214)。

六甲山地の北側でも、水車運上を納めている村々がある。湯山町では、宝暦十二年(一七六二)に一輛分銀一〇匁、翌年に一輛分銀一二匁が増え、二輛分を上納している。坂本村でも、宝暦五年に米一石八斗、銀一〇匁の運上と、村に対し、水車屋敷前の借受料として銀八〇匁を支払う旨の史料が残されており、水車があったことが知られる。また、西小部村でも、文政十年から銀三匁五分の水車運上を納入している。

このように、近世後期には、流水を動力源とする水車が発達し、西摂の酒造・絞油地帯に限らず広範囲に

分布し、各々の地域における精米等の作業に利用されていたことが知られる。

3. 高取山周辺の炭坑開発

車村・奥妙法寺

村の炭坑開発

数少ない市域鉱業のうちでは、幕末期に高取山周辺で採掘が進められた石炭があげられる。まず安政四年（一八五七）に播磨国神西郡森垣村（朝来郡生野町）の石川八左衛門が車村・奥妙法寺村でその開発を試みたことが「兵庫県史料」にみえる。その後、文久元年（一八六一）に勝海舟が、神戸海軍操練所（元治元年五月／慶応元年三月）にいた時に、八左衛門に再び開発を命じたが、神戸海軍操練所の閉鎖に伴って石炭山の開発も中絶した。しかし、慶応元年（一八六五）に両村を治めた大坂谷町代官の齋藤六蔵が、炭坑からの運搬の道路を修復し、翌慶応二年八月二十六日に再稼行の許可があり、前述の石川八左衛門が採掘を再開した。同年十一月に外国奉行支配定役坂戸小八郎と歩兵差図役頭取米田桂次郎等が、炭坑の实地検査を行った。その結果を受けて、京都出張勘定奉行服部筑前守常純等が、この炭坑の振興と炭坑から兵庫までの運搬道を修築することを協議し、その旨を十二月に老中に上申した。

その内容は以下の通りである。

- (1) 本（慶応二年八月の大風雨のため坑中が荒廃しているが、石炭の質は良い。
- (2) 運送の道筋は、牛馬道で一六貫目（六〇キログラム）入二俵で運んでいたが、道幅を八尺に拡張し、車で運送するようにしたい。

- (7) 坑道に使う松木が、村方の分では不足しているので、御林山から二百本（長さ二間、口径二〜三寸のもの）伐採したいこと。
- (8) 掘子は従来は但馬の生野銀山の者を使っていたが、不慣れのため肥前唐津の石炭場所より巧者を四〜五人、領主小笠原佐渡守に依頼し、呼び寄せたいこと。

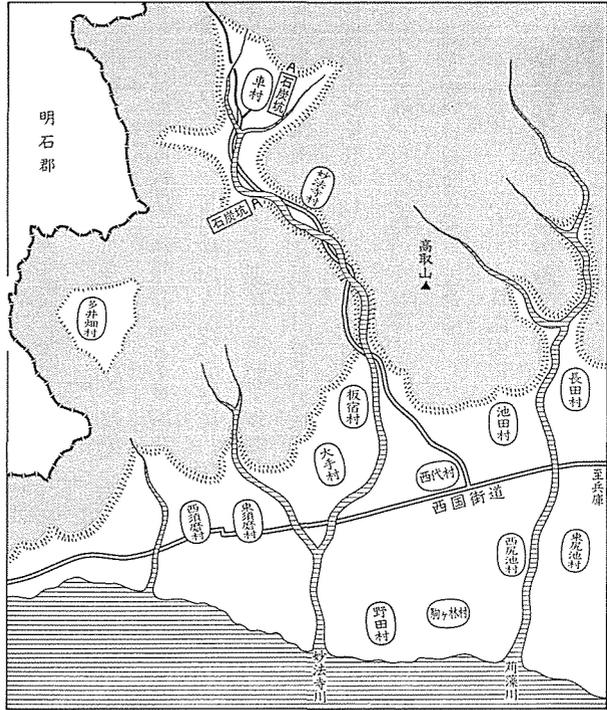


図 53 炭坑関係図

- (3) 石炭の価格は、兵庫までの運賃を含め、百斤（六〇キログラム）につき金一分であったこと。これは唐津と同水準の価格であること。
- (4) 開坑以来の総産出額は、およそ百万斤になること。
- (5) しかし、損金は千三百兩余におよんでいること。
- (6) 器械購入や手代や掘子の宿舍の建設等のために千兩を拝借し、五カ年賦で石炭代金の中から返済したいこと。

(9) 兵庫での石炭貯蔵のため蔵を借りているが、蔵敷料(保管料)もかかるので、石炭会所を設置したいこと。
(10) 右会所御用達として、摂海御台場築造御用差配方の廻船御用達嘉納次郎作の名代勤森清之助(苗字帯刀御免の者)に申し付けられたいこと。

(11) 石炭会所並びに納屋は、兵庫新在家町浜手の約二〇〇坪の空地に設置したいこと。

(12) 土地の買収費九一兩二分、納屋蔵三〇坪の代金八〇兩の合計一七一兩二分、このほかに新規に会所と納屋の建設費がかかること。

(13) 石炭産出量の見積りは、年に約三〇〇万斤で、代金は七五〇〇兩(二〇〇斤につき代金一分として)冥加金三七五兩になる。このうちの一部で道路修復費用、御用達勤料、会所費用等を賄いたいこと。

その結果、十二月十二日付ですべて伺いの通り許可された。そして、石炭運搬のための道路と石炭会所建築の事務は京都仮勘定所が管理することになった。

石炭山の 炭坑の支配に関しては、慶応三年一月四日付で勘定組頭深山宇平太と小田直太郎の兩名から谷

支配 町代官齋藤六蔵に対し、炭坑の世話をすることを通達している。同様に、六日付で大坂城代牧

野貞明からも齋藤六蔵に対し、早く当地に赴き、現地にいる大坂鉄砲奉行佐藤与之助と相談するようにとの通達があった。これによって、炭坑の現地の支配を谷町代官齋藤六蔵(下僚二名)が大坂鉄砲奉行佐藤与之助と相談しながら行い、その決裁を京都仮勘定所が行うという炭坑の支配機構が整備された。同月十日付で、その旨を六蔵が勘定組頭へ報告している。慶応三年三月に佐藤与之助の建議によって、齋藤六蔵と鈴木忠次郎が小笠原佐渡守の家来長谷川善兵衛を炭坑仕様掛として招聘したい旨、大坂城代に上申ししている。そして、

表 215 石炭運送道路用地の買収

村名	石高	別反	高銀
車村	2.34	22.9	10,800.00
奥妙法寺村	4.35	36.25	18,416.66
口妙法寺村	1.739	15.25	7,916.67
板宿村	0.243	1.12	866.67
合計	8.672	76.11	38,000.00

資料:「兵庫県史料」

同年五月に長谷川は、摂海御台場築造御用のほかに石炭掘取御用を兼務することになった。慶応三年一月十八日付で摂海台場取建掛の普請役鈴木忠次郎が、石炭道開坑と道路修繕の事務を兼務し、斎藤六蔵と相談することが命ぜられていた。また、同年三月に普請役井関又吉もこの事業に加わっている。七月に鈴木忠次郎・井関又吉は他に転じ、堀川平之丞がいたが奥野吉郎が加わった。十月には奥野に代わり、朝比奈藤八郎が就任した。採掘に先立って、慶応三年一月石炭運送道路用地(表215)および兵庫津新在家町においては石炭会所用地(六畝三歩、代価九一兩二分)が買収され、同年三月末には石炭会所がほぼ落成している。

出炭状況

その後採掘が行われ、同年四月までに毎日六〇人の鉱員によって一万斤余の出炭があった。そのため、石炭会所に従来の二棟のほかに増築する必要が生じ、その旨を京都勘定組頭へ十二日付で上申し、二十二日に許可されている。そして新しく二棟の倉庫が七月に完成している。

- (1) 勤務時間は、朝五ツ半時より夕七ツ半時まで。
- (2) 山方より石炭会所までの運賃は山方引請人で、会所納屋からの運賃は請取方で負担する。
- (3) 石炭一〇〇斤につき一割分入目、代金一分。
- (4) 買上げ代金は、三・五・七・九・十・十一月の六カ度に手形で渡すこと。

第三節 幕末期の農業と鉱工業

表 216 慶応3年(1867)の石炭産出状況

項目	数量	備考
出炭高	2,629,800 ^斤	ほかの下等品 10万斤
(売却高)	668,800	
(有 高)	1,961,000	
買上げ代金	7,376兩 2分 永 227文 5分	12月18日渡分
(100斤につき 金 1分)	3,365兩 2分 永 90文	
(100斤につき 金 1分 1朱)	4,011兩 永 137文 5分	
(支払分)	6,700兩	
(未払分)	676兩 2分 永 227文 5分	
冥加金	368兩 3分 永86文 3分 7厘 5毛	代金の5分
(7月上納分)	150兩	用達へ預置分
(内 上納)	30兩	
(内 会所諸入用)	30兩	
(内 用達勤料)	60兩	
(内 石炭地元渡料)	30兩	車村・奥妙法寺村
(残 金)	218兩 3分 永86文 3分 7厘 5毛	用達へ預置分
(内 上納)	43兩 3分 永17文 2分 7厘 5毛	
(内 会所諸入用)	43兩 3分 永17文 2分 7厘 5毛	
(内 用達勤料)	87兩 2分 永34文 5分 5厘	
(内 石炭地元渡料)	43兩 3分 永17文 2分 7厘 5毛	

資料:「兵庫県史料」

(5) 買上げ代金の五分は、冥加運上として上納すること。
 (6) 五分の冥加運上のうち、
 一分(御用達にて預り金)
 一分(石炭地元へ、七・十二月に渡す)

二分（御用達動料）

一分（会所諸入用）

と、定められている。

同年六月には、石炭会所の隣地、東出町網浜新田に軍艦方の石炭御用所が設けられた。その後、奥妙法寺村内で新しい鉱脈が発見され、新たにその炭坑からの運送のための道路が修築されることになった（完成は十二月十日）。この時には、毎日鉱員一五〇人が働き、三万斤の産出高となっていた。そして、石炭の買上げ代金も百斤につき一朱増額され、一分一朱となった。このような炭坑の盛況のため、同年七月に石炭会所御用達森清之助は、新たに東出町の網浜新田の軍艦方用地にさらに三棟の倉庫の増設を願いついでいる。それに対し八月十五日付で経費をできるだけ抑えて行うようにとの条件つきで許可の旨が届いた。同月十八日から建築を始め、九月二十五日に竣工した。

このような出炭状況をふまえ、十月に幕府は勘定奉行に、諸大名が軍艦石炭欠乏の時には兵庫石炭会所で石炭を払い下げる、と令達させた。慶応三年の出炭高、買上げ代金、運上金等を示すと、表216のようになる。

兵庫奉行柴田剛

前述のように高取山の炭坑開発が行われているさなか、慶応三年五月二十八日付で兵庫

中の炭坑開発

開港御用掛に大目付松平信敏、勘定奉行星野成美等を任命し、現地の主管者に外国奉行

の柴田剛中が選ばれた。この柴田は、五月十三日に大坂町奉行・外国奉行兼帯、さらに七月九日に兵庫奉行・大坂町奉行兼帯を命ぜられ、兵庫開港大坂居留地御用取扱となった。兵庫奉行を兼任した柴田剛中は、大坂から兵庫に移り、十二月七日の兵庫開港に伴う外交諸務や諸施設を主管することになり、神戸外国人居留地の建設や山陽道の付替工事等に活躍した。

この柴田が高取山の炭坑に強い関心を示し、「慶応三年四月四日 兵庫津英国人旅宿おゐて士官サワットンアストル江石炭採取方器械等之儀質問いたし候對話書」と題する文書を残している。これは、柴田剛中がイギリスのセーヘント号（『日本水路史』ではサーベント号）の器械方組頭サワットンアストルに対し、車村の石炭山の状況やその開発のための機械について質問し、その返答を記録したものである。

この史料によると、サワットンは柴田の依頼により車村の石炭山を見に行ったこと、車村の石炭は唐津同様に良質の石炭であり、イギリスの機械を使用して深く掘れば出炭量も増加するであろうこと、その機械の種類や購入方法等について柴田が熱心に尋ねている様子がうかがえ、興味深い。

シドニーロー

柴田剛中がサワットンを訪れた二ヵ月後の六月七日、イギリス公使館書記のシドニー

ロークの報告

ローロークが、商業報告書で、車村の石炭山を訪問した結果を次のように報告している。

(1) 発見は、一〇〜一二年前、(2) 場所は、兵庫から四マイル（約六・四キロメートル）の山の中、(3) 坑道は水平で、長さは二五フィート（七・六メートル）以内、大半は一〇〜一二フィート、(4) 二〜三人の男が、地面にしゃがみこんで尖ったハンマーで掘る作業をしていた、(5) 坑道の入口付近で裸同然の数人が、石炭を手で選別し、小屋の後の積出場に運んでいた、(6) そこから兵庫の市場まで、三輪車か、背中にかついたり、または牛に引かせて運ぶ、(7) 石炭の品質は、大半が劣っていたが、中には無煙炭のような良い種類の物が含まれていた、(8) 日本政府は、この石炭山にもっと科学的な作業を導入しようとしている、(9) ヨーロッパの機械によって、立派な炭坑を開くことができるであろう、等々のことが記されている。(8)に記されていることは、前述の柴田剛中の文書にもあったように、イギリスの機械を購入しようとしていたことを指しているであろう。

また品質については、慶応二年十二月付の外国奉行平山図書頭敬忠の報告書によれば、次のように述べられている。横浜にいたフランス人クレーという者に炭坑の石炭を見せたところ、上等の海軍用の「ウキル」質ではないが、中等の「サニット」質で、製鉄・蒸気車用の陸用には最上品の品質であり、近海廻りの蒸気船に使用しても何ら差支えないという鑑定であった。

幕府崩壊後

このように、開港に伴う石炭需要を満たすため、兵庫開港場に近接した車村・奥妙法寺村で

の炭坑試掘

石炭山の開発が着手され、幕府によって慶応三年には積極的に推進されることになり、兵庫津にその石炭を貯蔵する石炭会所が設置されたが、江戸幕府の崩壊のため事業は中断してしまった。

その後、明治元年（一八六八）一月二十四日に東尻池村・西尻池村・池田村の三カ村から兵庫民政役所に試掘願いが出され、二月から九月まで開発を行ったが、成果があらわず中止された。

また、明治四年九月に東尻池村の末正久左衛門の試掘願など、度々開発を行おうとしたが、長続きはしなかった。